

I

新型コロナウイルス感染症緊急 経済対策における税制上の措置

新型コロナウイルス感染症の我が国社会経済に与える影響が甚大なものであることに鑑み、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられました。

1 納税者全体に関する措置

● 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う納税猶予の特例

(新型コロナ特法3、新型コロナ特令2)

令和2年2月から納期限までの一定の期間（1か月以上）において相当な収入の減少（前年同期比概ね20%以上の減）等の事実があった場合で、全ての税目（印紙で納付する印紙税等、証紙徴収による地方税は除きます。）についてその全部又は一部を一時に納付することが困難なときは、無担保かつ延滞税なしで1年間、納税を猶予する特例が設けられました。

なお、社会保険料についても、基本的に「国税の徴収の例による」こととされているため同様の扱いとなります。

適用関係

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税及び地方税について適用されます。その納期限までに税務署等に申請することで、特例が適用されますが、令和2年6月30日までは、既に納期限が到来している未納の国税及び地方税についても遡及して適用することができます。

(新型コロナ特法附1、2、令2.4.30改地法附1、2、59)

2 事業者に関する措置（個人に関する措置を含む）

(1) 欠損金の繰戻しによる還付の特例 (新型コロナ特法7)

中小企業（資本金1億円以下の法人）に認められている青色欠損金の繰戻し還付について、いわゆる中堅企業（資本金1億円超10億円以下の法人）も適用

できることとされました。

適用関係

令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金に適用されます。

(2) テレワーク等のための中小企業の設備投資税制 (措法42の12の3)

中小企業者等が、特定経営力向上設備等の取得等をした場合に、即時償却又は7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除ができる中小企業経営強化税制が拡充され、対象となる設備が追加されます（所得税も同様）。

◎テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型を追加

類型	生産性向上設備	収益力強化設備	追加	〈テレワーク等のための設備〉 新たな類型 (デジタル化設備)
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	+	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> 機械装置 測定工具及び検査工具 器具備品 建物附属設備 ソフトウェア (情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの)	<ul style="list-style-type: none"> 機械装置 工具 器具備品 建物附属設備 ソフトウェア 		<ul style="list-style-type: none"> 機械装置 工具 器具備品 建物附属設備 ソフトウェア

適用関係

令和2年4月30日から令和3年3月31日までにデジタル化設備の取得等をし、事業の用に供した場合に適用されます。

(3) 中止等されたイベントに係る入場料等の払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用 ～イベント事業者の資金繰り支援～

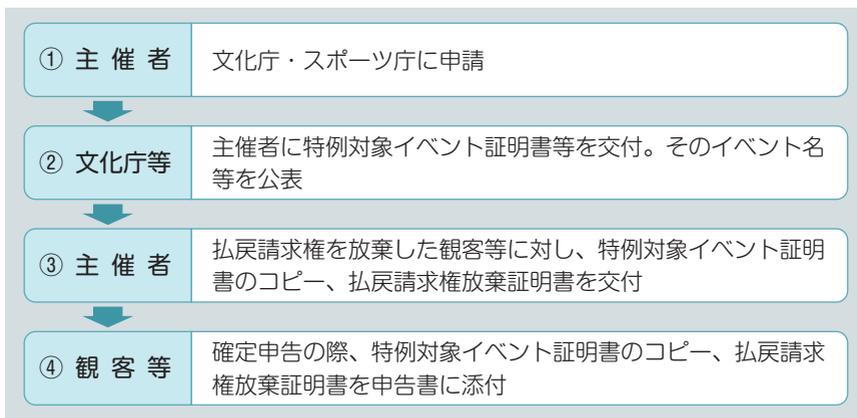
(新型コロナウイルス特法5、新型コロナウイルス特令3、令2.4.30改地法等附60)

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した結果、主催者に大きな損失が生じている状況を踏まえ、文化芸術・スポーツに係る一

I 新型コロナウイルス感染症緊急
経済対策における税制上の措置

定のイベントの入場料等について、観客等が払戻請求権を放棄した場合には、その放棄した金額については、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象となります。

◎寄附金控除の適用までの流れ



(注1) 不特定かつ多数の者を対象とするイベントであって、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに日本国内で開催する予定だったものであり、かつ、現に中止等されたものが対象となります。

(注2) 本特例を用いた寄附金控除の対象金額は20万円が上限です。その他の要件等については、従来の寄附金控除と同様です。

(4) 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例

(新型コロナ特法10、新型コロナ特令7)

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業者の一定期間（1か月以上）における売上げが著しく減少（前年同期比概ね50%以上）した場合、課税期間開始後における消費税の課税選択に係る適用の変更を可能とする特例が設けられました。
- ② 事業者の実情に応じた対応を可能とするため、この特例によって課税事業者を選択した場合は、2年間の継続適用要件等は適用されません。

適用関係

令和2年4月30日以後に申告期限が到来し、かつ、令和2年2月1日以降、令和3年1月31日までの期間に売上減少が生じた期間が存在する課税期間に適用されます。その課税期間の申告期限までに申請書を提出し、税務署長の個別の承認を得た場合に課税選択の適用変更が認められます。

(5) 固定資産税に関する措置

① 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置 (地法61、令2.4.30改地法等附63)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の負担が次のとおり軽減されます。

令和2年2月～10月の任意の3か月間の売上高の減少割合（前年の同期間比）	軽減額
30%以上50%未満減少	$\frac{1}{2}$
50%以上減少	全額

適用関係

令和3年1月31日までに、税理士、公認会計士などの認定経営革新等支援機関等の認定を受けて各市町村に申告した者の令和3年度の課税分に限り適用されます。また、虚偽の記載をした場合の罰則が設けられます。

② 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長 (令2.4.30改地法等附64)

生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に次の資産が追加され、適用期限が令和4年度分まで2年間延長されました。

事業用家屋	取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの
構築物	旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの

- ※ 事業用家屋・構築物ともに、中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられたもの
- ※ この特例措置は、投資後3年間固定資産税の課税標準を0～ $\frac{1}{2}$ に軽減する措置であり、その率は、各自治体が条例で定めています。

3 土地・住宅に関する措置

● 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた住宅ローン控除の適用要件の弾力化

① 需要変動平準化のための住宅ローン控除の特例の適用について

(新型コロナ税法6④⑤、新型コロナ税特令4③、令2.4.30改地法等附61)

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等への対応として、住宅ローンを借りて新築した住宅、取得した建売住宅又は中古住宅、増改築等を行った住宅に令和2年12月末までに入居できなかった場合でも、次に掲げる要件を満たす場合には、控除期間が13年に延長された住宅ローン控除を適用できることとされました。

イ	新型コロナウイルス感染症の影響によって新築住宅、建売住宅、中古住宅又は増改築等を行った住宅への入居が遅れたこと
ロ	一定の期日まで ^(※) に、新築、建売住宅・中古住宅の取得、増改築等に係る契約を行っていること
ハ	令和3年12月31日までにロの住宅に入居していること

※ 新築の場合は令和2年9月末まで、建売住宅・中古住宅の取得、増改築等の場合は令和2年11月末まで。

適用関係

令和3年分以後の所得税及び令和4年度分以後の個人住民税について適用されます。

② 中古住宅取得から6か月以内の入居を求める要件について

(新型コロナ税法6①②、新型コロナ税特令4①)

住宅ローンを借りて取得した中古住宅について、その取得の日から入居までに6か月超の期間が経過していた場合でも、次に掲げる要件を満たす場合には、

住宅ローン控除を適用できることとされました。

イ	取得後に増改築等を行った中古住宅への入居が、新型コロナウイルス感染症の影響によって遅れたこと
ロ	イの増改築等の契約が、中古住宅取得の日から5か月後まで又は令和2年6月30日までに行われていること
ハ	イの増改築等の終了後6か月以内に、その住宅に入居していること

適用関係

令和2年分以後の所得税及び令和3年度分以後の個人住民税について適用されます。

4 その他の措置

(1) 特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税

(新型コロナ税法11)

(株)日本政策金融公庫などの公的金融機関や銀行、信用金庫、信用協同組合などの民間金融機関等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別な貸付けに係る契約書については、印紙税が非課税とされました。

(注) 既に契約を締結し印紙税を納付した者に対しては、遡及的に適用し、還付が行われます。

(新型コロナ税法附6)

(2) 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

(令2.4.30改地法等附12の2の10、12の2の12、29の8の2、29の18)

自動車税・軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものが対象とされました。